

Q 県営ため池防災対策事業について

初版 平成28年10月19日版 農地整備課 農地防災係
最終改定 令和2年3月5日版 農地整備課 農地防災係

事業全般

1 事業実施に際して費用対効果の算出は必要か。

- 原則として必要と考えている。
- しかしながら、本事業は、施設の老朽化や地震、集中豪雨等に起因する災害を未然に防止するため、対策や点検及び調査等を実施し、地域防災力の強化を進め、もって県民の安全及び県土の健全な発展を図ることを目的としており、これを数値的効果で算出する事が必ずしも適当でない場合もあると認識している。
- 経済的評価については、直接効果のみならず、事業の公益的な効果を含めた定量化の可能なすべての効果と土地改良施設の新設及び更新に必要なすべての費用を対比し、費用対効果分析を行い事業の効率性を検証。また、農家負担を徴収する場合は、農家負担金についても償還の可能性を検証することとなる。

2 いわゆる受益者負担の考え如何に。

- 本事業は、岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例（昭和33年3月20日条例第4号）により被徴収者から分担金を徴収するが、受益者負担については、被徴収者が別途定める条例等を根拠に徴収が行われることとなる。
- ため池改修にあつては、県営ため池等整備事業において耐震対策に係るものは受益者負担金の免除を行っていることから、同様な考え方で運用を行うものとする。

3 当該事業における農用地域とは何か。

- 本事業において農用地域とは、農地、採草放牧地を含む地域。農地とは、耕作の目的に供される土地。採草放牧地とは、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものと定義している。（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項1号に定める農用地域ではない）

4 従前のため池防災対策事業と違いは如何に。

- 旧制度に促進事業を加えている。
- なお、本制度は、ため池本体の整備以外も対象としていることから、より実態に即した事業名に変更する必要があると考えているが、年度途中で拡充を行ったことから従前の名称をそのまま利用している。
- 今後、いずれかの機会に名称を「ため池等防災力強化事業」又は「農村地域防災力強化事業」へ改名することを検討している。

1 調査の対象範囲は如何に。

- 要領においては、ため池や農業用排水路（これらに付帯する関連施設を含む）の防災対策に必要な諸条件等の調査や測量、計画策定等とし、地域の総合的な計画作成を行う場合は、調査対象に前述の施設を含めることとしている。
- この地域や施設は、将来的に主目的を達成するために何らかの対策工事を実施する必要があることから調査を行うのであって、対策工事が不要なものについて調査を行うことはあり得ない。
- したがって、本調査においては、対策工事等を県が行う事が可能か否かも含め検討することとなるため、おおむね県が事業主体となりうるもの、成果が県営事業の推進や事業化に用いる事ができるものを対象としている。
- このため、要綱第5による関係市町村からの申請は不要としているが、業務発注所属においては、要領別紙1第2の1による計画書を作成し本課の承認を受ける必要がある。
- なお、河川法第23条、24条、26条の協議に必要な諸調査は、河川法の手続きの過程であり、これを単独で行う事は想定していない。

2 農業用施設緊急改修事業（平成27年10月15日付け農整第299号）における調査との差異は如何に。

- 本事業における調査は、農業用ため池及び農業用排水路を中心とするものを想定している。一方で、農業用施設緊急改修事業においては、施設設置の主目的が防災対策となる農業用排水機場などを調査対象としている。
- 農業用のため池、用排水路は灌漑、農業用排水機場は湛水防除が主目的である。

3 測量には用地境界測量も含めるのか。

- 要綱第3の2の整備事業は、原則的にはいわゆる公有地の施設に対して実施するもので、実施に際しては整備事業費の中で用地境界測量が必要となる場合がある。
- したがって、調査事業においても必要に応じて用地境界測量を実施する事が可能である。

4 ため池の耐震調査は対象となるのか。

- 調査事業の対象と考えているが下記の点について留意されたい。
- ため池の耐震調査については、農村地域防災減災事業の予算の範囲内で実施するものとし、場合によっては本調査事業で耐震調査を実施していくこととなる。
- また、耐震調査済でより調査精度向上を行う場合は本調査事業で調査を優先していくこととなる。

(H29.3 追加)

5 「検証」を追加した意図は何か。

- 本項目は、平成29年9月定例会において、『～今回の事態を受け、豪雨時に土砂や流木災害が考えられるため池について、水位監視装置の設置や土砂流入に備えた池底の浚渫、流木の流入を防ぐネットの設置など、新たな対策を実施してまいり

ます〜』との答弁を踏まえ追加したものである。

- 今後、個々のため池においてどのような対策が考えられるか、また、最も有効な対策は何かを検証していく必要があり追加したものである。

(H30.3 追加)

整備事業

1 ため池本体改修としてグラウト補強は対象となるのか。

- ため池の漏水は、その度合いに応じて将来的には堤体の決壊を招く恐れがあり、これを防ぐために行うグラウト補強は本事業の対象となる。

2 ため池の転落防止柵は単独整備が可能か。

- ため池の安全施設の単独整備については、平成28年度新規箇所として東海農政局と協議したところ、補助（農村地域防災減災事業）対象にならないとの判断がなされた。
- 本事業においても従来より安全柵のみの単独整備は認めておらず、他の工種と併せて実施することとなる。

3 ため池下流水路はどこまでの範囲を対象とするのか。

- 対象ため池の流域や受益地以外からの排水が合流する排水路又は河川までを対象と考えているが、個々の事案についてはその都度改良する範囲の妥当性について十分な検討が必要である。
- なお、下流水路改修の費用は、ため池本体改修事業費の50%を超える事を想定していない。

4 要綱第5第2項において、「市町村は、前項の申請にはその事業に係る計画概要書等、その他必要な事項を示さねばならない」とあるが、その他必要な事項とは具体的にどのようなものが必要となるのか。

- 整備事業は、原則として補助ため等の実施要件に満たないため池かつ関係する農家が2戸以上のため池（防災機能のみのものを含む）を対象としている。
- したがって、実施要件に満たない根拠や関連する農家が2戸以上の根拠を示す必要がある。また、効果を検証する必要があることから、ため池の改修を行う場合は、費用対効果算定の資料も必要である。
- 効果算定に必要な資料は、ため池支援事業を活用されたい。ただし、過年度までに県において耐震調査を行い耐震不足が明らかなため池にあっては、本事業の調査事業を活用しても良い。
- 効果算定の手法は、原則として総費用総便益比方式とするが、簡易な手法として、投資効率方式による算定も選択できることとする。

5 問4において「効果算定に必要な資料は、ため池支援事業を活用されたい」とあるが、ため池支援事業の運用においてどの項目を活用するのか。

- 運用第4の（5）ハード整備の着手促進を活用することとなる。

- この項目においては、ハード整備を実施するために、最も支障となり得るため池敷地の用地関連の調査を主と考えているが、当然この調査には事業実施に必要な費用対効果や受益等の事業実施要件の整理を含むと考えている。

(H29.3 追加)

6 県営ため池等整備事業の対象とならないため池及び土砂の崩壊を防止する水路はどの程度の規模となるのか。

- ため池については、受益面積がおおむね2ha未満。水路については、防災受益面積がおおむね5ha未満を想定している。
- ただし、現時点では、農村地域防災減災事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2114号）を基準にしており、今後、要件の緩和等があった場合はこの限りでない。

(H29.3 追加)

7 土砂の崩壊を防止する水路の改良は新規事業化するもののみを対象とするのか。

- 過年度までに他事業によって事業化（採択）されているものも対象とする事が出来る。
- ただし、本事業で施工を行うことによって、事業化済の事業計画書に変更が生じる場合は、事業の対象とする事は出来ない。

(H29.3 追加)

8 要領別紙1第2の2の(5)において、「当該工事を本事業で実施する場合に、確定済の土地改良法による土地改良事業計画書に変更が生じる路線については本事業の対象としない」とする意図は何か。

- 土地改良法による土地改良事業計画書が確定済、すなわち、別途事業採択済の地区の一部又は全部を本事業の対象とすることが可能。
- また、土地改良法（以下、「法」）による土地改良事業計画書においては費用対効果が示されており、この効果の変動となれば、原則的には法手続きの変更が必要である。すなわち、事業採択時に災害防止効果が測定されていない地区において、新たに災害防止効果を安易に加えた上で、本事業の対象とすることは事業の性格上好ましくない。
- 以上の考え方による。

(H29.3 追加)

9 災害防止効果が測定されている水路にあって、他事業で採択済の場合、本事業で事業化するためには具体的にどのような手続きが必要となるのか。

- 本事業の実施に必要な手続きは要綱に示すとおりである。
- 採択済の事業において必要となる手続きについては、個別に担当事業係と相談されたい。
- なお、採択済の地区においては、事業採択時に災害防止効果が測定されていることを条件とする。また、この地区にあっては、事業採択に係る県等の審議を実施済であり、整備事業を実施するために必要な新規箇所協議の対象とはならないと考えている。

(H29.3 追加)

10 他事業で採択済の災害防止効果が測定されている水路の改良は、その一部のみを本事業で対象とする事は可能か。

- 同一路線の改良を他事業と併せ本事業で実施することは事業の性格上不可。
- 対象は、本事業によって対策工事に着手する事が防災効果の早期発現に資すると認められる計画路線全体である。

(H29.3 追加)

11 「事業の性格」とは如何に。

- 調査事業及び促進事業は県の裁量で実施可能であるが、整備事業は実施に際して要綱第5による市町村から知事への申請が必要であり、大きく事業の性格が異なる。

(H29.3 追加)

12 土砂等の崩壊を防止する水路は具体的にどの様なものか。

- 山腹部に築造された水路であって、土砂崩壊又は山地流域からの流入等により、下位部の農用地、農業用施設又は人家等に被害を与えるおそれのあるもの。
- 盛土又は軟弱地盤上に築造された水路であって、漏水又は脆弱化による用排水機能の低下により、周辺の農用地、農業用施設又は人家等に被害を与えるおそれのあるもの。
- 一連の効用を有する水路のうち、トンネル部の崩壊の危険が顕著であり、早急に補強等を要するもの。
- サイホン、水路橋又は暗渠等の損傷により、周辺の農用地その他に被害を与えるおそれのあるもの。
- 上記のいずれかに該当する水路本体及び付帯施設である。

(H29.10 追加)

13 通常二型において、事業対象となる「農業用の水路」とは何か。

- いわゆる耕作に係る水が流れている用排水路又は、災害防止効果のうち農業効果が計上されている水路、これらが事業の対象となる農業用の水路である。
- したがって、対象水路は農業の経営の近代化のための施設と考えており、本事業では、防災対策と併せ営農を行うために必要な機能も向上することとなる。

(H29.10 追加)

- しかしながら、下記の理由により市町村負担分は過疎債の対象とならない。

＜以下、平成29年10月6日 市町村課より聞き取り＞

農業生産基盤保全管理・整備等事業（施設の維持管理事業を除く。）及び農業競争力強化基盤整備事業における過疎債の対象となるのは、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づくもので、公共事業等債の対象となる事業である。

したがって、土地改良法に基づかず、公共事業等債の対象とならない本事業（通常二型）は、過疎地域自立促進特別措置法第12条第1項に定める経費とは言えず、過疎債の対象とならない。

平成 29 年 4 月 3 日
総財地第 114 号・総財公第 45 号・総財務第 48 号
各都道府県知事・各指定都市市長あて総務副大臣通知

第一 簡易協議等手続に関する事項

二 対象事業に関する事項

1 通常収支分

(一) 一般会計債

(6) 辺地及び過疎対策事業

ア～ウ 省略

エ 次に掲げる経費については、辺地対策事業債及び過疎対策事業債（過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号。以下、「過疎法」という。）第 12 条第 1 項に定める経費に限る。）の対象に含まれるものであること。

(ア) 都道府県、市町村、一部事務組合及び広域連合が実施する事業について、市町村が負担する場合の経費

(イ) 省略

オ～ク 省略

コ 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に基づく農業生産基盤保全管理・整備等事業（施設の維持管理事業を除く。）及び農業競争力強化基盤整備事業については、公共事業等債の対象事業となる事業が農業（畜産業を含む。）、林業又は漁業の経営の近代化のための施設として対象となるものであり、当該土地改良事業に係る地方公共団体の負担金については、「国営及び都道府県営土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針」（平成 3 年 5 月 31 日付け農林水産省構造改善局長通知）において、地方公共団体が負担すべきとされている額を対象とするものであること。

サ～以降省略

◆過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号） 抜粋

第十二条 過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて行う地場産業に係る事業又は観光若しくはレクリエーションに関する事業を行う者で政令で定めるものに対する出資及び次に掲げる施設の整備につき当該市町村が必要とする経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

一～二十三 省略

二十四 前各号に掲げるもののほか、政令で定める施設

◆過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号） 抜粋

第六条 省略

6 法第十二条第一項第二十四号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一～三 省略

四 農業（畜産業を含む。）、林業又は漁業の経営の近代化のための施設

五～以降省略

- 一方で、公共事業等債の対象となっていた事業が、非公共事業となったことにより、公共事業等債の対象から外れた場合でも、公共事業等債の対象か否かではなく、事業内容から適償性を判断するとの見解が総務省より示されたため、本事業で新規事業化した通常二型ではない地区は過疎債の対象になると思慮される。

(H30.6 追加)

<以下、平成 30 年 6 月 1 日 市町村課より>

<5 月 31 日（木）総務省財務調査課工藤氏確認>

土地改良法に基づく農業生産基盤保全管理・整備等事業及び農業競争力強化基盤整備事業については、公共事業等債の対象となる事業と同一の施設整備事業であれば、過疎債を充当しても差し支えない。これまで公共事業等債の対象となっていた事業が、非公共事業となったことにより、公共事業等債の対象から外れた場合でも、公共事業等債の対象か否かではなく、事業内容から適償性を

判断してほしい。以上の内容は、運用要綱からは読み取りにくいとため、平成 31 年度以降書きぶりを修正する可能性があるが、平成 30 年度中に通知等を発出する予定はない。

1 4 通常一型において付帯施設の整備に事業看板の更新又は撤去は含まれるのか。

- 本県では、県補助事業に対する県民への説明責任を果たすために、看板、パンフレット等による「県補助金の執行」を表示することにより、県民に対し税金の使途を積極的に周知することとしており、事業看板は付帯施設に含まれると考えている。
- 事業完了看板は、おおむね 8 年程度の耐用年数であるが、腐食等が進行し倒壊の恐れがあり危険であるものは速やかに更新又は撤去を行う事が妥当である。
- なお、通常一型については、総事業費はおおむね 200 万以上としているが、事業看板の更新又は撤去についてはこの限りでない。また、該当地区にあっては、かつて事業実施時に係る県等の審議を実施済みであり、更新及び撤去は、事業の再可視化であり必要な新規箇所協議の対象とはならないと考えている。

(H29. 10 追加)

1 5 通常三型を実施する場合、「遊水池に土砂等が堆積し、機場の排水能力が十分に発揮できていないと考えられる」の判断基準は如何に。

- 遊水池の一部または全体に堆積した土砂を原因として、排水路からの水の連続性が阻害されることによりポンプの運転に支障をきたすおそれがある場合とする。
- この場合の目安として、平常時の水位以上に堆積している土砂の面積が遊水池面積の 3 割を超えているか否かを判断基準とする。(災害復旧事業の水路埋設時の要件[水路断面の 3 割以上の閉塞]に準拠する。)
- 基準となる遊水池の面積は、以下の式により決定する(土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 排水 (H18. 3 版) P177 参考)

$$A = \frac{Q \times (2.0 \sim 3.0 \text{ min})}{\Delta h}$$

A : 遊水池面積 (m²)

Δh

Q : ポンプ 1 台能力 (m³/min)

Δh : 初期吸入水位 - 最低吸入水位 (m)

(H29. 10 追加)

1 6 通常三型を実施する場合、浚渫範囲はどの様に考えるのか。

- 基準書によれば遊水池の面積は、前問の計算式を目安に検討がなされるが、土地利用の制限が許せば、遊水池の容量は大きい方が管理上有利との記述があり、機場によっては、計算値よりはるかに大きな遊水池のある場合がある。
- したがって、浚渫範囲は、前問の計算式を基本とするが、その後の管理において、支障となることが明らかな場合は、予算の範囲内で、設計時に設定された遊水池内のすべてを対象としても良い。

(H29. 10 追加)

1 7 注意喚起等の掲示とは具体的に如何にか。

- 豪雨時や地震時には近づかないなど、注意を促すために必要な情報を掲示する看板などを想定している。また、事業完了看板もこれらに類するものと考えている。

- なお、設置や更新、撤去に関しては問14と同様の整理である。

(H30.3追加)

18 ため池廃止の場合、受益戸数の要件はあるのか。

- 建設当初から受益1戸で利用していたため池については、公共性がないことから当然対象外となる。一方で、建設当初は複数戸で利用していたため池が、現在の利用形態として受益2戸未満となっている池は、かつて公共性があったと考えられることから廃止事業の対象となる。

(H30.3追加)

19 獣害防止柵の設置は可能か。

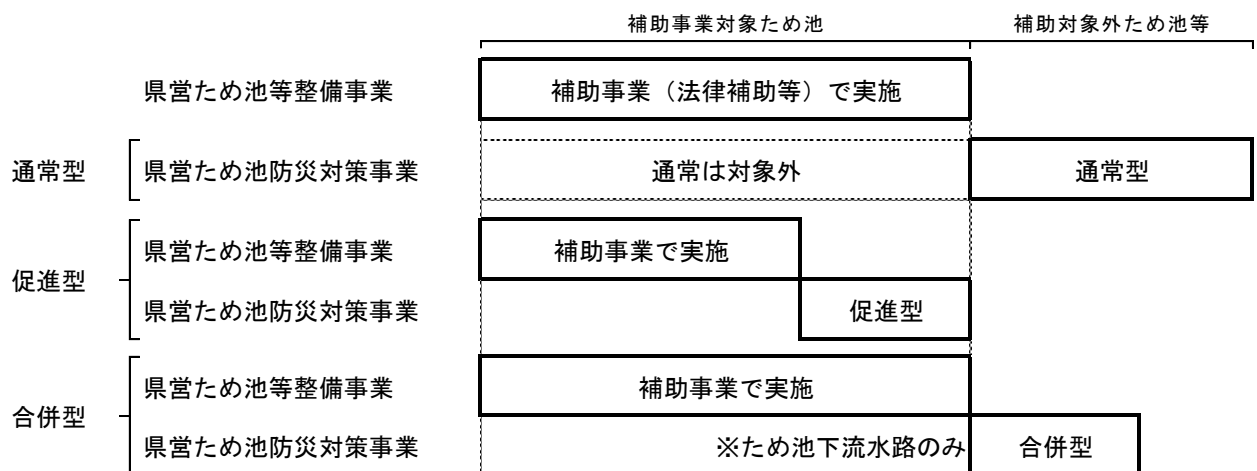
- 先般、ため池改修実施中の地区において、ため池の機能を維持するために必要な付帯施設である張芝が、敷設後にイノシシによる損傷を受けた事案があったことから、現場の状況に応じた張芝の保護対策が必要と考えているところ。
- 対象とするため池については、張芝の敷設を伴うため池改修を実施中の地区において、獣害の恐れがある地域、すなわち事業実施前に既に、獣害被害があり対策を行っていた、又は、周辺で獣害対策が行われていたため池に限定。
- 対象とする範囲は、張芝が保護出来る最小限の区域に限定。
- 対象となるため池及び範囲の考え方は促進事業においても踏襲する。
- ただし、単独での新規事業化は不可。また、事業期間中に損傷を受けたやむを得ない場合を除き、張芝の敷設替えと獣害防止柵の設置のみを新規事業化することも不可。
- なお、農村地域防災減災事業（国庫補助事業）においては獣害防止柵の設置を認めていない。

(H30.3追加)

促進事業

1 制度イメージを示されたい。

- 県営ため池等整備事業実施地区において、早急な対策を要すると判定しているため池にあって、整備を促進する必要がある地区において、国費相当分に県費投入し事業を促進するものである。
- なお、合併型は補助事業と併せて行うため池下流水路の改修のみとしている。



2 土地改良法の手続きにより実施している補助事業（以下、母体事業）を促進事業により事業促進（以下、促進型）又はため池下流水路の改良などを合併する場合（以下、合併型）、母体事業の法手続き変更は必要となるのか。

- 促進型については、事業内容及び負担率が母体事業と同一、事業費は母体事業の内数となることから、土地改良法（以下、法）による土地改良事業計画書（以下、事業計画書）に変更は生じない。すなわち、促進型は法事業の一部となる。
- 合併型については、事業計画書には存在しない工種を本事業で実施し母体事業を推進、すなわち別事業にて必要な施工を行う考えであることから母体事業の事業計画書に変更は生じず、当該事業を要因とする母体事業の法手続き変更は不要である。

H27.12.10 東海農政局確認済

H27.12.14 事業管理係確認済

※ 上記は基本的な解釈論であり、実際の施行に際しては個別案件毎に確認のこと。

- なお、いずれかの型に係る事業費は、国の補助事業に係る地方負担額又は国の直轄事業に係る地方団体の負担金に該当しないため、公共事業等債の対象とならない（一般単独事業債の対象）

3 促進型を実施する場合、補助事業で行うとした事業量が減量となるが、どのような手続きが必要となるのか。

- 促進型を実施した場合は、補助事業で実施する事業量が減量となるが、採択申請時の審査を行った事業量に変動はないため、法律補助事業、予算補助事業のいずれの場合も、採択事業の要綱等に基づく変更の手続きは不要である。
- なお、採択事業の交付金要綱等による国庫補助金は、補助事業で実施した事業量に対して交付されることとなる。

H27.12.10 東海農政局確認済

※ 上記は基本的な解釈論であり、実際の施行に際しては個別案件毎に確認のこと。

4 促進型の対象となる事業及び工種はなにか。

- 対象事業は、事業主体が県となる県営ため池等整備事業とし、対象施設は、岐阜県農業用ため池台帳に記載があって、早期の対策が必要と判定している農業用ため池のうち、緊急放流工の設置に伴うため池堤体改修の経費を対象としている。
- 地元負担率は、岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例（昭和三十三年岐阜県条例第四号）の定めるところにより、採択済の県営ため池等整備事業と同率とする。

5 「これまでの進捗率などを加味し著しい遅延が生じている」とは具体的にどの様に考えるのか。

- ため池改修時はかんがい用水の確保が行えず、場合によっては休耕をせざるを得ない農地が生じ、この期間を鑑み、ため池工事はこれまで規模に応じ2～3年以内で連続施工している。こうした状況から、
 1. 詳細設計が完了しているにもかかわらず、国費配分を理由として工事着手できていないため池
 2. 国費配分を理由として予定工期が1ケ年以上遅延せざるを得ないため池を想定している。
- なお、その他の事案については各々個別にその都度判断することとなる。

6 促進型が要綱第5の関係市町村からの申請を不要とする理由は如何に。

- 国庫補助事業の採択要件を満たすため池の改修は、国庫補助金、県費、分担金により工事を実施する事が原則と考えている。
- しかしながら、平成23年の東日本大震災以後、防災対策の重要性が高まる中にも、県からの要望に見合う国庫補助金が配分されない状況が続いている。
- こうした状況がやむを得ない危機的な状況であると判断し、今回、促進事業を新規制度として要望し認められたものである。
- したがって、促進型は国庫補助金を各地区へ県の裁量で配分していることと同様に、予算の範囲内で県が促進型予算の配分を行うものであり、要綱第5の申請は不要と整理している。

7 対象とするため池は、地震調査研究推進本部（本部長 文部科学大臣）が長期評価している今後30年の間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率が6%以上の範囲におおむね含まれていることを条件としているが、この範囲はどのようなものか。

- 上記確率範囲は、日本及びその周辺で起こりうる全ての地震に対して、その発生場所、発生可能性、規模を確率論的手法によって評価し、さらにそれら地震が発生したときに生じる地震動の強さをバラツキも含めて評価することにより、一定の期間内にある大きさ以上の揺れに見舞われる確率を計算することにより作成したもの（地震調査研究推進本部）とされている。
- 県内では、早急対策が必要なため池129箇所（H28.10時点）については、前述の範囲にすべて含まれていると判断している。

8 促進事業の対象を今後拡充する考えはあるのか。

- 当面の間考えていない。
- 促進事業は、農村地域防災減災事業の配分が著しく少なく、県の農地防災事業を進めて行くために、やむを得ず農山漁村地域整備交付金を投じている現状を鑑み、これ相当分を県単枠から配分できるように新規制度化したものである。
- したがって、対象を湛水防除事業や特定農業用管水路等特別対策事業、ため池の堤体改修以外の工種区分等に拡充する事は、結局のところ県単枠を圧迫する結果となり、県の施策として適切ではない。

(H29.3追加)

9 促進事業において現場技術業務の経費を計上することは可能か。

- 不可。
- 促進事業は、『補助ため等により事業実施中、かつ防災重点ため池の早急な対策を要するため池にあって、堤体本体の改修を伴う工種に限り本事業経費を投入し補助ため等実施地区の事業進捗を促進』と定義しており、工事費のみである。
- なお、整備事業の実施において、現場技術業務が必要な地区があれば、当該地区の係る必要経費分については計上しても良い。

(H30.3追加)

10 促進型において獣害防止柵の設置は可能か。

- 整備事業問 19 と同様の解釈である。

(H30.3 追加)

1.1 農業水路等長寿命化・防災減災事業においてため池の廃止事業を行う場合、上限額を超える場合は本事業の対象となるのか。

- 県営ため池等整備事業で実施中の補助事業対象ため池で上限額を超える部分について対象となる。
- ただし事業趣旨を鑑み、事業費の縮減に努めるとともに、実際の適用については個別案件毎に確認願いたい。

(R2.3 追加)